

通所リハビリテーション（介護老人保健施設） 通常規模事業所

基本料金	介護保険 1割負担	食 費	1日の目安
要介護1	828 円	770 円	1,598 円
要介護2	975 円	770 円	1,745 円
要介護3	1,118 円	770 円	1,888 円
要介護4	1,288 円	770 円	2,058 円
要介護5	1,454 円	770 円	2,224 円

*基本料金には、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）24円、リハビリテーション提供体制加算27円が含まれています。

介護保険適用分 加算料金（利用状況に応じて別途加算のかかるもの）		
入浴介助加算（Ⅰ）	44 円/回	入浴介助を行った場合
入浴介助加算（Ⅱ）	66 円/回	居宅環境を踏まえた入浴介助を行った場合
退院時共同指導加算	653 円/回	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、指定通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の指定通所リハビリテーションを行った場合に加算
リハビリテーションマネジメント加算（イ）	610 円/月 （6月以内）	リハビリテーション計画を利用者またはその家族に理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が説明した場合、月1回算定
	262 円/月 （6月超）	
リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	646 円/月 （6月以内）	リハビリテーション計画を利用者又はその家族に理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が説明した場合、また、利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合、月1回算定
	297 円/月 （6月超）	
リハビリテーションマネジメント加算（ハ）	863 円/月 （6月以内）	以下の要件を満たす場合加算 ①マネジメント加算（ロ）の要件を満たす②事業所の従業者として、または外部との連携により管理栄養士を1人以上配置③利用者ごとに多職種が共同して栄養アセスメント及び口腔アセスメントを実施④利用者ごとに言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員がそのほかの職種と共同して口腔の健康状態を評価し、利用者の口腔の健康状態に係る解決すべき課題の把握を行っている⑤利用者ごとに関係職種が通所リハビリ計画の内容の情報等や、利用者の口腔の健康状態に関する情報及び利用者の栄養状態に関する情報を相互に共有⑥共有した情報を踏まえ、必要に応じて通所リハビリ計画を見直し、その内容を関係各種に情報提供している。
	515 円/月 （6月超）	
医師が利用者・家族へ説明し同意を得た場合の加算	294 円/月	医師が利用者・家族へ説明し同意を得た場合、上記加算（イ）（ロ）（ハ）に加えて加算
短期集中個別リハビリテーション実施加算	120 円/日	集中的にリハビリテーションを実施した場合（退院・退所後又は認定日3ヶ月内）
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	262 円/日	認知症の方に週2日を限度としてリハビリテーションを実施し（退院・退所後又は認定日3ヶ月内）リハビリテーションマネジメント加算を算定している場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	2089 円/月	認知症の方に週4日以上リハビリテーションを実施し（退院・退所後又は認定日3ヶ月内）リハビリテーション計画を作成し生活機能の向上に資するリハビリテーションを実施し、リハビリテーションマネジメント加算を算定している場合に月1回算定
若年性認知症利用者受入加算	66 円/日	若年性認知症の利用者を受け入れ介護サービスを提供した場合に算定
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	22 円/回	利用開始時および利用中6月ごとに、利用者の口腔の健康状態、栄養状態について確認を行い、当該情報を担当ケアマネジャーに提供した場合（6カ月に1回を限度）

口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ)	6 円/回	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を担当ケアマネジャーへ提供した場合（6カ月に1回を限度）
口腔機能向上加算（Ⅰ）	164 円/回	以下の要件を満たす場合加算 ①言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員1名以上配置していること②利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、支援相談員、その他の職種の者が共同して利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること③利用者ごとの口腔機能改善指導計画に従い、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに利用者の口腔機能を定期的に記録していること④利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること
口腔機能向上加算（Ⅱ）イ	169 円/回	以下の要件を満たす場合加算 ①口腔機能向上加算（Ⅰ）の要件を満たすこと②リハビリテーションマネジメント加算（ハ）を算定していること③サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成、当該計画に基づく支援の提供、当該支援内容の評価、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し、改善の一連のサイクルにより、サービスの質の管理を行う
口腔機能向上加算（Ⅱ）ロ	174 円/回	以下の要件を満たす場合加算 ①口腔機能向上加算（Ⅰ）の要件を満たすこと②リハビリテーションマネジメント加算（ハ）を算定していないこと③サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成、当該計画に基づく支援の提供、当該支援内容の評価、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し、改善の一連のサイクルにより、サービスの質の管理を行う
重度療養管理加算 (要介護3、4、5)	109 円/日	特定の状態に対し、医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行う場合
中重度者ケア体制加算	22 円/日	通所リハビリテーションの提供時間帯を通じて看護職員を1人以上確保している場合
生活行為向上 リハビリテーション実施加算 (開始日から6月以内)	1360 円/月	生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めてリハビリテーションを提供すること
科学的介護推進体制加算	44 円/月	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出した場合。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。
送迎減算	-52 円/回	事業所が送迎を行わない場合、減算（片道につき）
感染症災害3%加算		感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合、所定単位数（基本報酬）の3%を加算
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)		介護報酬総単位数（基本サービス費+各種加算減算（処遇改善加算除く））×サービス別加算率（8.6%）

その他の利用料（介護保険給付外サービス）		
教養娯楽費（1回）	実費	クラブ活動材料費、レクリエーション材料費
特別行事費（1回）	実費	特別な行事にかかる費用
紙おむつ代（1枚）	実費	パンツタイプ、フラットタイプ 各S、M、L、LLサイズ

通所リハビリテーション (介護老人保健施設) 通常規模事業所

基本料金	介護保険 1割負担	食 費	1日の目安
要介護1	1,656 円	770 円	2,426 円
要介護2	1,950 円	770 円	2,720 円
要介護3	2,235 円	770 円	3,005 円
要介護4	2,575 円	770 円	3,345 円
要介護5	2,907 円	770 円	3,677 円

*基本料金には、サービス提供体制強化加算 (I) 48 円、リハビリテーション提供体制加算 53 円が含まれています。

介護保険適用分 加算料金 (利用状況に応じて別途加算のかかるもの)		
入浴介助加算 (I)	87 円/回	入浴介助を行った場合
入浴介助加算 (II)	131 円/回	居宅環境を踏まえた入浴介助を行った場合
退院時共同指導加算	1306 円/回	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、指定通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の指定通所リハビリテーションを行った場合に加算
リハビリテーションマネジメント加算 (イ)	1219 円/月 (6月以内)	リハビリテーション計画を利用者またはその家族に理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が説明した場合、月1回算定
	523 円/月 (6月超)	
リハビリテーションマネジメント加算 (ロ)	1291 円/月 (6月以内)	リハビリテーション計画を利用者又はその家族に理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が説明した場合、また、利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合、月1回算定
	594 円/月 (6月超)	
リハビリテーションマネジメント加算 (ハ)	1726 円/月 (6月以内)	以下の要件を満たす場合加算 ①マネジメント加算 (ロ) の要件を満たす②事業所の従業者として、または外部との連携により管理栄養士を1人以上配置③利用者ごとに多職種が共同して栄養アセスメント及び口腔アセスメントを実施④利用者ごとに言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員がそのほかの職種と共同して口腔の健康状態を評価し、利用者の口腔の健康状態に係る解決すべき課題の把握を行っている⑤利用者ごとに関係職種が通所リハビリ計画の内容の情報等や、利用者の口腔の健康状態に関する情報及び利用者の栄養状態に関する情報を相互に共有⑥共有した情報を踏まえ、必要に応じて通所リハビリ計画を見直し、その内容を関係各種に情報提供している。
	1030 円/月 (6月超)	
医師が利用者・家族へ説明し同意を得た場合の加算	588 円/月	医師が利用者・家族へ説明し同意を得た場合、上記加算 (イ) (ロ) (ハ) に加えて加算
短期集中個別リハビリテーション実施加算	240 円/日	集中的にリハビリテーションを実施した場合 (退院・退所後又は認定日3ヶ月内)
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (I)	523 円/日	認知症の方に週2日を限度としてリハビリテーションを実施し (退院・退所後又は認定日3ヶ月内) リハビリテーションマネジメント加算を算定している場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (II)	4178 円/月	認知症の方に週4日以上リハビリテーションを実施し (退院・退所後又は認定日3ヶ月内) リハビリテーション計画を作成し生活機能の向上に資するリハビリテーションを実施し、リハビリテーションマネジメント加算を算定している場合に月1回算定
若年性認知症利用者受入加算	131 円/日	若年性認知症の利用者を受け入れ介護サービスを提供した場合に算定
口腔・栄養スクリーニング加算 (I)	44 円/回	利用開始時および利用中6月ごとに、利用者の口腔の健康状態、栄養状態について確認を行い、当該情報を担当ケアマネジャーに提供した場合 (6カ月に1回を限度)

口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ)	11 円/回	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を担当ケアマネジャーへ提供した場合（6カ月に1回を限度）
口腔機能向上加算（Ⅰ）	327 円/回	以下の要件を満たす場合加算 ①言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員1名以上配置していること②利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、支援相談員、その他の職種の者が共同して利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること③利用者ごとの口腔機能改善指導計画に従い、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに利用者の口腔機能を定期的に記録していること④利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること
口腔機能向上加算（Ⅱ）イ	338 円/回	以下の要件を満たす場合加算 ①口腔機能向上加算（Ⅰ）の要件を満たすこと②リハビリテーションマネジメント加算（ハ）を算定していること③サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成、当該計画に基づく支援の提供、当該支援内容の評価、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し、改善の一連のサイクルにより、サービスの質の管理を行う
口腔機能向上加算（Ⅱ）ロ	349 円/回	以下の要件を満たす場合加算 ①口腔機能向上加算（Ⅰ）の要件を満たすこと②リハビリテーションマネジメント加算（ハ）を算定していないこと③サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成、当該計画に基づく支援の提供、当該支援内容の評価、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し、改善の一連のサイクルにより、サービスの質の管理を行う
重度療養管理加算 (要介護3、4、5)	218 円/日	特定の状態に対し、医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行う場合
中重度者ケア体制加算	44 円/日	通所リハビリテーションの提供時間帯を通じて看護職員を1人以上確保している場合
生活行為向上 リハビリテーション実施加算 (開始日から6月以内)	2720 円/月	生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めてリハビリテーションを提供すること
科学的介護推進体制加算	87 円/月	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出した場合。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。
送迎減算	-103 円/回	事業所が送迎を行わない場合、減算（片道につき）
感染症災害3%加算		感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合、所定単位数（基本報酬）の3%を加算
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)		介護報酬総単位数（基本サービス費+各種加算減算（処遇改善加算除く））×サービス別加算率（8.6%）

その他の利用料（介護保険給付外サービス）		
教養娯楽費（1回）	実費	クラブ活動材料費、レクリエーション材料費
特別行事費（1回）	実費	特別な行事にかかる費用
紙おむつ代（1枚）	実費	パンツタイプ、フラットタイプ 各S、M、L、LLサイズ

通所リハビリテーション（介護老人保健施設） 通常規模事業所

基本料金	介護保険 1割負担	食 費	1日の目安
要介護 1	2,484 円	770 円	3,254 円
要介護 2	2,925 円	770 円	3,695 円
要介護 3	3,353 円	770 円	4,123 円
要介護 4	3,862 円	770 円	4,632 円
要介護 5	4,361 円	770 円	5,131 円

*基本料金には、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）72円、リハビリテーション提供体制加算79円が含まれています。

介護保険適用分 加算料金（利用状況に応じて別途加算のかかるもの）		
入浴介助加算（Ⅰ）	131 円/回	入浴介助を行った場合
入浴介助加算（Ⅱ）	196 円/回	居室環境を踏まえた入浴介助を行った場合
退院時共同指導加算	1959 円/回	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、指定通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の指定通所リハビリテーションを行った場合に加算
リハビリテーションマネジメント加算（イ）	1828 円/月 （6月以内）	リハビリテーション計画を利用者またはその家族に理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が説明した場合、月1回算定
	784 円/月 （6月超）	
リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	1936 円/月 （6月以内）	リハビリテーション計画を利用者又はその家族に理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が説明した場合、また、利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合、月1回算定
	891 円/月 （6月超）	
リハビリテーションマネジメント加算（ハ）	2589 円/月 （6月以内）	以下の要件を満たす場合加算 ①マネジメント加算（ロ）の要件を満たす②事業所の従業者として、または外部との連携により管理栄養士を1人以上配置③利用者ごとに多職種が共同して栄養アセスメント及び口腔アセスメントを実施④利用者ごとに言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員がそのほかの職種と共同して口腔の健康状態を評価し、利用者の口腔の健康状態に係る解決すべき課題の把握を行っている⑤利用者ごとに関係職種が通所リハビリ計画の内容の情報等や、利用者の口腔の健康状態に関する情報及び利用者の栄養状態に関する情報を相互に共有⑥共有した情報を踏まえ、必要に応じて通所リハビリ計画を見直し、その内容を関係各種に情報提供している。
	1544 円/月 （6月超）	
医師が利用者・家族へ説明し同意を得た場合の加算	882 円/月	医師が利用者・家族へ説明し同意を得た場合、上記加算（イ）（ロ）（ハ）に加えて加算
短期集中個別リハビリテーション実施加算	359 円/日	集中的にリハビリテーションを実施した場合（退院・退所後又は認定日3ヶ月内）
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	784 円/日	認知症の方に週2日を限度としてリハビリテーションを実施し（退院・退所後又は認定日3ヶ月内）リハビリテーションマネジメント加算を算定している場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	6267 円/月	認知症の方に週4日以上リハビリテーションを実施し（退院・退所後又は認定日3ヶ月内）リハビリテーション計画を作成し生活機能の向上に資するリハビリテーションを実施し、リハビリテーションマネジメント加算を算定している場合に月1回算定
若年性認知症利用者受入加算	196 円/日	若年性認知症の利用者を受け入れ介護サービスを提供した場合に算定
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	66 円/回	利用開始時および利用中6月ごとに、利用者の口腔の健康状態、栄養状態について確認を行い、当該情報を担当ケアマネジャーに提供した場合（6カ月に1回を限度）

口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ)	17 円/回	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を担当ケアマネジャーへ提供した場合（6カ月に1回を限度）
口腔機能向上加算（Ⅰ）	490 円/回	以下の要件を満たす場合加算 ①言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員1名以上配置していること②利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、支援相談員、その他の職種の者が共同して利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること③利用者ごとの口腔機能改善指導計画に従い、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに利用者の口腔機能を定期的に記録していること④利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること
口腔機能向上加算（Ⅱ）イ	506 円/回	以下の要件を満たす場合加算 ①口腔機能向上加算（Ⅰ）の要件を満たすこと②リハビリテーションマネジメント加算（ハ）を算定していること③サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成、当該計画に基づく支援の提供、当該支援内容の評価、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し、改善の一連のサイクルにより、サービスの質の管理を行う
口腔機能向上加算（Ⅱ）ロ	523 円/回	以下の要件を満たす場合加算 ①口腔機能向上加算（Ⅰ）の要件を満たすこと②リハビリテーションマネジメント加算（ハ）を算定していないこと③サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成、当該計画に基づく支援の提供、当該支援内容の評価、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し、改善の一連のサイクルにより、サービスの質の管理を行う
重度療養管理加算 (要介護3、4、5)	327 円/日	特定の状態に対し、医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行う場合
中重度者ケア体制加算	66 円/日	通所リハビリテーションの提供時間帯を通じて看護職員を1人以上確保している場合
生活行為向上 リハビリテーション実施加算 (開始日から6月以内)	4080 円/月	生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めてリハビリテーションを提供すること
科学的介護推進体制加算	131 円/月	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出した場合。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。
送迎減算	-154 円/回	事業所が送迎を行わない場合、減算（片道につき）
感染症災害3%加算		感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合、所定単位数（基本報酬）の3%を加算
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)		介護報酬総単位数（基本サービス費+各種加算減算（処遇改善加算除く））×サービス別加算率（8.6%）

その他の利用料（介護保険給付外サービス）			
教養娯楽費	(1回)	実費	クラブ活動材料費、レクリエーション材料費
特別行事費	(1回)	実費	特別な行事にかかる費用
紙おむつ代	(1枚)	実費	パンツタイプ、フラットタイプ 各S、M、L、LLサイズ